

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則 (疾病・感染症対策室) 一

告 示

○宮城県庁県民第一駐車場等の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (管 財 課) 一

○建設業許可の取消し (事業管理課) 一

○都市計画事業の認可(二件) (都市計画課) 二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三

○開発行為に関する工事の完了(五件) (建築宅地課) 三

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等 四

規 則

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第五号(その二)中「**インターフェロン治療**において、24週目までにHCV-RNAが」を「24

週以上のインターフェロン治療でHCV-RNAが一度も」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号

アマノマネジメントサービス株式会社

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百二十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十六年四月十八日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
有株式会社阿部サッシ工業所 阿部 トミエ	仙台市太白区中田町字千刈田一丁目十	般一二十三十九号	全部廃業 一般建設業 建具工業業	平成二十六年三月二十一日
佐藤 建築 佐藤 泰通	栗原市築館字富上境十	般一二十二百八十一号	全部廃業 一般建設業 大工工業業	平成二十六年三月二十八日

株式会社ガイア工業	大達興業 村上 英令	株式会社島貫電氣工事 島貫 幸治	株式会社島貫電氣工事 島貫 幸治	有限会社コスモハウジング 今野 勝弘	有限会社山一電 半澤 朋信	有限会社新和工業 富士原 仁悦	株式会社コウケ三井 孝一	株式会社コウケ三井 孝一	株式会社和広	有限会社 Needs Center 岩佐 芳正	有限会社ホームクリエイトイブ 阿部 賀一
石巻市鹿又字新高田四十五	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡三十四	仙台市太白区郡山字谷地田東十四	仙台市太白区郡山字谷地田東十四	遠田郡涌谷町涌谷字日向町三十六	白石市越河五賀字南原三十四	登米市米山町中津山字弥蔵壇三十五	仙台市泉区みずほ台三一	仙台市泉区みずほ台三一	刈田郡蔵王町宮字町五十九	仙台市太白区長町南二丁目一	仙台市泉区南光台東二丁目三十七
第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千	第一二二三百九千
一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業	一部建設業
平成二十六年三月二十七日	平成二十六年三月二十七日	平成二十六年三月二十六日	平成二十六年三月二十七日	平成二十六年三月二十七日	平成二十六年三月二十七日	平成二十六年三月二十八日	平成二十六年三月二十四日	平成二十六年三月十八日	平成二十六年三月十八日	平成二十六年三月三十一日	平成二十六年三月二十六日

伊藤 義弘	青葉建設工業株式会社 佐藤 亮一	仙台市若林区土樋十一	第一二二三百九千二百一十二号	全部建設業 一般建設業 土木工事 石工 鋼構造物 しゅんせつ 塗装 水道施設	鋼構造物 しゅんせつ 造園 水道施設	平成二十六年三月三十一日
-------	------------------	------------	----------------	---	-----------------------------	--------------

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第四百三十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。
平成二十六年四月三十日

- 一 都市計画事業の種類及び名称
1 種類
石巻広域都市計画道路事業
- 2 名称
三・四・百十三号矢本大曲線
- 二 施行者の名称
宮城県
事務所の所在地
仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 事業所の所在地
事業地
1 取用の部分
宮城県東松島市矢本字中田、字新沼、字南浦、字蜂谷浦及び字関の内並びに大曲字新田及び字横沼地内
- 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・七号大街道石巻港線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 取用の部分

宮城県石巻市中央一丁目、日和が丘二丁目、門脇町二丁目及び門脇町三丁目地

内

2 使用の部分

なし

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定訪問看護事業者等

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

宮城県立精神医療センター
1 訪問看護ステーション
ゆとり

名取市手倉田字山無番地

平成二十六年四月十五日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区栄一丁目一番十七号

小堀不動産株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

七ヶ浜町

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市大街道南二丁目十番四十三号

大澤 洗一

大澤 洋子

東松島市矢本字西新町十番十三号

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年四月三十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市大塚字東名一番五、三番五、三番十一及び十一番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区一番町二丁目七番十二 八階
株式会社和がき

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十六年四月三十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字川前五番六十六番三、七十三番一及び七十三番一地先の道
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
石巻市東中里一丁目六番十七号
有限会社緑三松

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 仙台社会保険病院の項中「仙台社会保険病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月三十日から施行する。